



「通知カード」の廃止に伴う取り扱いの変更を反映いたしました。

《確定申告について》

(1) 年金の所得金額は、その年に受けたその他の所得とともにご自分の住所地を所轄する税務署へ申告し、その納税額を納付します。源泉徴収された税額がある場合には、納税額との過不足を精算することになります。

(2) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告のお手続きの必要はありません(※)。

なお、確定申告の必要がない場合でも、確定申告により源泉徴収税額の還付を受けることができる場合もあります。

(※) 外国の制度に基づき国外において支払われる年金などを受取られている場合には、確定申告不要制度の適用はできません。

(3) 確定申告は、2月16日(火)から3月15日(月)(※)までの間、税務署で受け付けています。なお、還付を受ける方の申告は、2月15日(月)以前から受け付けています。

(※) 確定申告の受付期間および書類の記入方法につきましては、お近くの税務署へお問い合わせください。

(4) e-Taxについて  
e-Taxのご利用により、インターネットでの確定申告が可能です。

e-Taxの詳細につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

[e-TaxホームページURL] <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

(5) 平成31年4月1日以降の確定申告書の提出において源泉徴収票の添付は不要となりましたが、確定申告書に源泉徴収票の内容を記載する必要がありますので、源泉徴収票は大切に保管しておいてください。

詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

所得税等の確定申告書または住民税申告書を提出する際は、申告の都度、

マイナンバー(12桁)の記載が必要です!

本人確認書類の提示または写しの添付が必要です!

【本人確認書類の例】 例① マイナンバーカード  
例② 通知カード、③ 運転免許証などの顔写真身分証明書など  
(※) 通知カードの氏名、住所等が最新の住民票と一致していない場合は個人番号が確認できる書類としてはご利用いただけません。

確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成できます。また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送信することができます(印刷して郵送等により提出することもできます)。
- マイナンバーカードを取得し、ICカードリーダライタを準備すれば、マイナンバーカードを利用して、e-Taxより送信することができます。
- 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

源泉徴収票の個人番号(マイナンバー)について

受給者様へお送りいたしました源泉徴収票には個人番号(マイナンバー)を表示しておりません。公的年金等の支払者は源泉徴収票を2通作成し、1通を受給者様へ、もう1通を税務署長へ提出することとなっておりますが、個人番号(マイナンバー)は税務署長へ提出する源泉徴収票のみへ表示することとなっているためです。

よくあるご質問と回答のご案内

受給者様からのよくあるご質問と回答を弊社ホームページへ掲載しております。

以下のとおり検索または右のQRコードを読み込んでください。

- ① 検索で「三井住友信託 受給者」を入力
- ② 「企業年金の受給者さまからよくあるご質問と回答」をクリック



公的年金等の源泉徴収票 在中

開け方 ちがえし



「よくあるご質問と回答のご案内」の記載位置を変更いたしました。また、QRコードの読み込みによるアクセス方法も追加いたしました。

三井住友信託銀行

令和2年分以降

年分

公的年金等の源泉徴収票

受ける者 支払を	住所又は居所		受給者番号																									
	氏名		フリガナ																									
区 分												支払金額		源泉徴収税額														
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">                 所得税法第203条の3第1号・第4号適用分                  所得税法第203条の3第2号・第5号適用分                  所得税法第203条の3第3号・第6号適用分                  所得税法第203条の3第7号適用分             </div>												千		円		千		円										
												本 人		源泉控除対象 配偶者の有無等		控除対象扶養 親族の数		障害者の数		非居住 者である 親族の 数		社会保険料の額		受給者生年月日				
												特別 障害者	その他の 障害者	特別 寡婦	寡婦 寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別(うち同居)	その他	千	円	年号	年	月	日
																		人	人	人	人(内 人)	人						
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族				16歳未満の 扶養親族の 数																
氏 名		区分		氏 名		区分		氏 名		区分		人																
		1				1																						
		2				2																						
(摘要)																												
支 払 者	法人番号																											
	所在地																											
	名 称																											
(電話)																												

# 公的年金等の源泉徴収票

受ける者 支払を	住所又は居所		受給者番号			
			氏名		フリガナ	
区			分		支払金額	源泉徴収税額
					千円	円
所得税法第203条の3第1号適用分 所得税法第203条の3第2号適用分 所得税法第203条の3第3号適用分 所得税法第203条の3第4号適用分					千円	円
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦	一般	老人	特定老人
				人	人	人
				人(内)	人	人
				社会保険料の額		受給者生年月日
				千円		年号 年 月 日
源泉控除対象配偶者			控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族	
氏名			氏名		氏名	
区分			区分		区分	
1			1		1	
2			2		2	
					16歳未満の扶養親族の数	
					人	
(摘要)						
支払者	法人番号					
	所在地					
	名称					
(電話)						

平成28年分以前

年分

公的年金等の源泉徴収票

受ける者 支払を	住所又は居所		受給者番号			
			氏名		フリガナ	
区			分		支払金額	源泉徴収税額
					千円	千円
所得税法第203条の3第1号適用分						
所得税法第203条の3第2号適用分						
所得税法第203条の3第3号適用分						
所得税法第203条の3第4号適用分						
本人		控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		障害者の数
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦	寡夫	一般	老人
					人	人
					人	人
					人	人
					人(内)	人
					人	人
		社会保険料の額		受給者生年月日		
		千円		年号		年 月 日
控除対象配偶者			控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族	
氏名			氏名		氏名	
区分			区分		区分	
1			1		16歳未満の扶養親族の数	
2			2		人	
(摘要)						
支払者	法人番号					
	所在地					
	名称					
(電話)						